

別紙 4

○清掃業務等詳細

1 業務対象

建物全館及び屋外遊技場等敷地内とする。

2 業務内容

清掃管理業務については、良好な環境衛生、美観の維持はもとより、建材の健全なる保全を図る。

3 要求基準

ア 床・壁・天井

仕上げに応じた適切な方法により埃・ゴミ・汚れ・シミ等を落とし清潔な状態に保つ。

イ 玄関・廊下等

(ア) 屑入れの内容物処理を行い、容器は清潔な状態に保つ。

(イ) 入口のガラス、マット、金属部、カウンター、案内板、障壁部分は日常的に清潔・美観を保つ。

(ウ) ドアノブ、手摺、スイッチ回り等、直接手をふれる箇所は、特に清潔な状態に保つ。

ウ 便所・洗面所

(ア) 衛生陶器類は適切な方法で清潔な状態に保つ。

(イ) トイレットペーパー、石鹼等、衛生消耗品は常に補充された状態にする。

(ウ) 扉、間仕切壁、洗面台、鏡等の付帯設備は汚れ・破損のない状態に保つ。

エ 湯沸室

(ア) 茶殻、ゴミ等を適切な方法で処理し、臭気が発生しないよう、清潔な状態に保つ。

(イ) 流し台周辺は、整理・整頓し、清潔・美観を保つ。

オ 事務室・遊戯室・集会室・図書室等

(ア) 屑入れの内容物処理を行い、容器は清潔な状態に保つ。

(イ) テーブル、机、椅子、備品類は、清潔な状態に保つとともに、整理・整頓を行い、常に利用しやすい状態に保つ。

カ 屋外遊技場

(ア) 目につくゴミ等がないか日常的に点検を行い、良好な状態を保つ。

キ 駐車場

(ア) 目につくゴミ等がないか日常的に点検を行い、良好な状態を保つ。

(イ) 除雪等については、利用者の安心・安全に注意を払い行うこと。豪雪時における対応等については指定管理者と市が協議し、別途対応を決定するものとする。

植栽管理仕様書

児童館の植栽管理について、必要な事項を定めるものです。

1 管理の目的

施設園庭等における植栽について、施設設備及び事業運営に悪影響のないよう適正に維持・保全を図ることにより、植栽のもつ美観等の目的・機能の維持に資することを目的とする。

2 管理内容

指定管理者は、施設敷地内の植栽や園庭等を随時点検し、必要に応じて、剪定、防除、施肥、除草等を行うものとする。なお、専門的な作業が必要と認められる場合は、第三者への委託等が必要となるため、市へ協議を行うこと。

項目	内容
基本方針	① 管理あたっては、利用者及び従事する職員の安全を図るよう十分配慮する。 ② 管理において、対象となる植物の特性・当該管理作業の目的、当該管理作業が及ぼす影響を十分理解し、生き物としての植物に対する細心の注意を持って当たるよう努めるものとする。 ③ 使用する薬剤、肥料等は環境及び安全性を考慮する。
植木剪定	① 生育上の不要枝等を剪定し、美観を保持するとともに、施設利用者の安全性を確保する。 ② 剪定方法は、各々の樹種、形状及び目的に応じて最も適切な方法により行う。
病虫害防除	① 剪定又は薬剤により、病虫害を防除する。 ② アメリカシロヒトリ等の幼令期に枝葉に集団で生活している場合は剪定を行い、切り取った枝は速やかに処分する。
施肥	① 肥料の使用に際しては、対象樹木等の種類によって適切な方法を取り、人畜の安全及び対象樹木等の薬害に十分注意する。
草刈り、除草	① 草刈機を使用する場合は、取扱いに十分注意し、樹木等の損傷に配慮する。 ② 除草に際しては、根ごと取り除き、低木、草花等に損傷を与えぬよう配慮する。 ③ 植栽地内の清掃を行い、美観を保つ。

3 留意事項

剪定作業等で発生した枝葉、残材、ゴミ等は、速やかに処理し、周辺の清掃を行うこと。

- (1) 作業従事者は、労働安全衛生法等の関係法令の遵守はもちろんのこと、常に作業の安全、歩行者への配慮、並びに駐車規制を含め、総合的安全対策に配慮し、事故防止に努めなければならない。
- (2) 作業実施中に事故等が発生した場合は、応急措置を講じ、遅延なくその状況を市へ報告するとともに、指定管理者の責任において処理すること。
- (3) 指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。
- (4) この仕様書は、管理の基本事項を示すものであり、状況に応じ軽微なもの、又は記載されていない事項であっても管理上必要なものについては、市の指示に従い、異議なく実施するものとする。